

大都市税財政制度・災害対策調査特別委員会設置の決議

(委員会の設置)

- 1 本市議会に大都市税財政制度・災害対策調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- 2 委員会は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査するとともに、北海道胆振東部地震による被害を踏まえた、災害に強い安心・安全なまちづくりを着実かつ早急に進めるため、関係する本市施策等について必要な事項を調査することを目的とする。

(委員会の構成)

- 3 委員会は、22人をもって構成する。

(調査期間と閉会中の調査)

- 4 委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査をすることができる。

(経費)

- 5 委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記につき決議する。

令和元年（2019年）5月14日

札幌市議会

(提出者) 自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員